

- 経管栄養法は、経口栄養法について生理的な栄養補給の方法である。栄養補給に伴う合併症を起しにくく、栄養管理も比較的容易である

A 一般治療食に関する栄養食事指導

1 一般治療食の目的と意義

一般治療食は、疾病の治療を目的にした栄養素などのコントロールは必要としないが、患者の全身的な栄養状態の改善を図り、また、良好な栄養状態を維持することにより、疾病の治療に間接的に貢献することを目的に調製される治療食である。

各種疾病からの回復には、多くの場合、患者の栄養状態や体力が影響する。低栄養状態は、疾病の回復を遅延させるとともに体力の低下に直接影響する。治療の効果を向上させるために栄養状態を高めることは、特別治療食とは目的が異なるが、重要な意義をもっている。

一般治療食の目的や意義を理解したうえで、患者の栄養食事指導を行うことが大切である。

2 一般治療食の種類

a 目的別の区分

- ① 一般食（成人対応）
- ② 離乳食
- ③ 幼児食
- ④ 学齢児食
- ⑤ 妊婦・産婦食
- ⑥ 高齢者食
- ⑦ 検査食
 - 大腸内視鏡検査食（注腸食）
 - 甲状腺機能検査食（ヨード制限食）
 - 胃・十二指腸潰瘍検査食（潜血食）

b 料理形態による区分

■ 常食・常菜

健常者が喫食しているかたさに調製した主食と、主食のかたさに合わせて調製した副食により構成された治療食である。

■ 軟食・軟菜

主食を、かゆなどの常食よりやわらかい状態に、また、副食を主食のやわらかさに合わせて調製した料理により構成された治療食である。

- かゆ食（軟食・軟菜）
- 全がゆ・全がゆ菜
 - 七分がゆ・七分菜
 - 五分がゆ・五分菜
 - 三分がゆ・三分菜

患者の病状に応じて、「七分がゆ・全がゆ菜」や「五分がゆ・三分菜」などの組み合わせを指導することも可能である。

■ 流動食

液体または液状に調製された治療食である。

3 一般治療食・常食

一般治療食・常食は、健康な人の食事内容に準じ、疾病の治療を目的にした栄養素などのコントロールを必要としない患者のための治療食である。一般治療食・常食は、多様な食品を用いてバランスのよい食事に調製されている。

a 治療食としての特徴

治療食を調製するうえで、特定の栄養素などの増減を行う必要がない患者に対応する。全身の栄養状態を良好に維持または回復させるために、必要なエネルギーおよび栄養素などをバランスよく給与し、病状の軽快を促進するなどの治療効果を期待した、食事療養の基本になる治療食である。

常食が喫食できる患者であっても、発症前の健康なときに比べて食欲が低下しているケースが多い。このような患者の食欲を増進するためには、発症前の食習慣や嗜好傾向にも配慮した治療食の調製に努める必要がある。具体的には、患者の食歴、発症前の食生活の状況、食品や料理の嗜好傾向などを把握するため、患者や家族との面接などを考慮する必要がある。

b 一般治療食・常食で対応するおもな対応疾患など

- ① 軽い疾病または重い疾病からの回復期。
- ② 外科系の疾患。
- ③ 精神科系の疾患。
- ④ 妊婦・産婦など。

c 食事基準

常食の食事基準（給与栄養目標量など）は、対象患者の性別、年齢、身体活動レベル、体格、食欲および病状などに対応できるよう、何段階かの基準（治療食としての種類：エネルギーおよび栄養素などの設定量別）を作成しておくことが望ましい。

■ 一般治療食・常食の食事基準(例)

食 種	栄養素など (kcal)	エネルギー (kcal)	たんぱく質 (g)	脂 質 (g)	炭水化物 (g)	食塩相当量 (g 未満)
一般常食 I 度	2,200	75	55	350	7	
一般常食 II 度	1,900	70	50	290	7	
一般常食 III 度	1,600	65	40	240	7	

この食事基準（例）では、患者の性別、年齢、身体活動レベル、体格、食欲および病状などに応じた選択ができるように、エネルギーおよび栄養素などの量を増減して、I 度からIII 度までの3段階が設定されている。

一般常食 I 度：おもに青年および大柄な男性に対応するための食事基準である。